

オミクロン株の感染急拡大に備えた 医療提供体制等について

B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る 入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて（概要）

令和3年11月30日 厚生労働省事務連絡
(令和4年1月5日一部改正)

オミクロン株への対応

再感染リスクの増加等が懸念されていることから、当面の間、以下の対応を行うことが通知等で示されている。

【検査体制】

- 新型コロナウイルス陽性と判定されたすべての検体について、L452Rスクリーニング検査を実施
- オミクロン株の発生動向を監視するため、現時点における検査能力を最大限発揮してゲノム解析を実施

【オミクロン株患者の濃厚接触者】

- 感染症法第44条の3第2項に基づく必要な協力として宿泊施設への滞在を求める
- 感染症法第15条に基づく調査として、最終曝露日（陽性者との接触等）から3日目、6日目、10日目を目安にPCR検査を実施するとともに帰国後14日間の健康観察を実施

【オミクロン株患者】

- 感染症法第19条第1項の規定に基づく入院を行うこととする（全員）
- 退院基準はワクチン接種者は従来と同様（発症日から10日間等） ※ワクチン未接種者は2回陰性確認等が必要

感染急拡大時の対応

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」
(令和4年1月5日厚生労働省事務連絡)

- 自宅等の療養体制が整った自治体の総合的な判断の下、**感染の急拡大が確認された場合**には、**他の新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者と同様の対応**が可能

三重県の対応

新規感染者数の増加等により急激な医療現場のひっ迫が想定されることから、自宅等の療養体制が整っていることを踏まえ、令和4年1月7日より、オミクロン株の感染急拡大時の対応として、以下のとおり対応

- **陽性者**については、**入院だけでなく、症状等に応じて宿泊療養・自宅療養**も併用
- **濃厚接触者**については、従前と同様、**自宅等での待機**の対応を行っており、初期検査及び14日間の健康観察を実施

急激な感染拡大に備えた患者療養先の振り分けの考え方

1. 陽性判明から療養先決定までの対応

急激な感染拡大に備えた患者の療養先の振り分けの考え方

- ・オミクロン株はデルタ株に比べて感染性・伝播性が高いことが想定されることから、必要な方が確実に入院できる医療提供体制を確保するため、第5波（デルタ株）を踏まえて策定した療養先の振り分けの考え方における**感染拡大時の対応を早期に開始**することが必要
- ・新規感染者数がこれまでにない規模とスピードで拡大することをあらかじめ想定した対応が不可欠となることから、**宿泊療養施設において「健康観察の優先度が高い患者」を中心に受け入れる**ことで、症状悪化時の入院への連携を円滑に行うことが必要

《急激な感染拡大に備えた療養先の振り分けの考え方》

療養の種別	対象者	感染拡大時の対応	急激な感染拡大に備えた今後の対応
入院	重症患者、中等症患者 重症化リスクの高い患者 (妊婦を含む。)	感染拡大時には、重症者、 中等症Ⅱの受入に重点化	⇒ 急激な感染拡大に備えて 早期に重症者、 中等症Ⅱの受入に重点化
臨時応急処置 施設	中等症Ⅱ患者	感染拡大時に運用開始	⇒ 感染拡大時に運用開始 救急医療のひっ迫の兆候を捉えて 早期 の開設を調整
宿泊療養	中等症Ⅰ患者、重症化リス クの高い患者、軽症患者、 無症状者	中等症Ⅰは感染拡大時	⇒ 急激な感染拡大に備えて 中等症Ⅰ、重 症化リスクの高い患者など健康観察の 優先度が高い患者(*)を中心に受け 入れを開始
自宅療養	軽症患者、無症状者		

※中等症Ⅰ患者、重症化リスクの高い患者のほか、支援者のいない患者（独居者）、要隔離者（妊婦・医療関係者・高齢者同居者）、隔離困難者（共同生活者）、連絡困難者（電話等の遠隔連絡手段がない者）などを想定

- ・病床占有率が30%を超えた場合に実施することとしていた、「症状が軽快した入院患者の**転院**や宿泊療養施設への**転所**」については、**病床占有率によらず積極的に実施**するとともに、**宿泊療養者が症状軽快した場合に自宅療養へと移行**とすることも想定

病床・宿泊療養施設確保計画の運用方針①

2. 病床確保計画の運用方針

- ・既に、感染の急拡大に備えて、**一般フェーズにおける最大の確保病床を確保**
- ・**救急医療のひっ迫の兆候を捉えて臨時応急処置施設の早期の開設を調整**
- ・予定入院・予定手術の調整による緊急的な病床確保等の**緊急フェーズにおける対応を早期に実施**できるよう準備

感染拡大の予兆を捉える指標である「新規感染者数17人以上を2日連続」を超えた令和4年1月8日に感染拡大アラートを発動し、各新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関に対して、緊急フェーズにおける対応を早期に実施する可能性が高いことも踏まえた体制確保の準備依頼

《病床確保計画》

	フェーズ移行のタイミング	即応 病床数	内重症 者用	内臨時応急 処置施設	
フェーズ1	—	245	(41)	—	
フェーズ2	フェーズ1の病床占有率が30%を超えた日から14日後	290	(45)	—	
フェーズ3	フェーズ2の病床占有率が30%を超えた日から14日後	457	(50)	—	現在の フェーズ
緊急 フェーズⅠ	フェーズ3の病床占有率が30%を超えた日から14日後	467	(50)	(10)	↓ 臨時応急処置 施設の開設
緊急 フェーズⅡ	次のうち2つ以上に該当した日から14日後 ・新規感染者数（直近1週）が15人/人口10万人以上 ・病床占有率30%以上 ・重症病床占有率20%以上	544	(56)	(10)	↓ 予定入院・予 定手術の調整 による緊急的 な病床確保等
緊急 フェーズⅢ	次の2つに該当した日から14日後 ・病床占有率30%以上 ・重症病床占有率20%以上	576	(56)	(42)	↓

病床・宿泊療養施設確保計画の運用方針②

3. 宿泊療養施設確保計画の運用方針

- ・新規感染者数がこれまでにない規模とスピードで拡大することを想定し、**最大確保居室数である5施設（※）、665室を前倒して順次運用開始 ⇒フェーズ3の体制へ移行**
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関が病床確保・稼働に注力できるよう、県内の医療機関に改めて協力依頼を行い、**新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関以外から宿泊療養施設の運営に協力いただく医療従事者をさらに確保**
〔現在の宿泊療養施設については、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関が中心となって、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関以外からも協力を得て運営。〕
- ・新たな宿泊療養施設の確保等により居室数の増をめざす

《宿泊療養施設確保計画》

	フェーズ移行のタイミング	即応居室数
フェーズ1	—	230
フェーズ2	フェーズ1の居室使用率が30%を超えた日から14日後	520
フェーズ3	フェーズ2の居室使用率が30%を超えた日から14日後	665

※宿泊療養施設は、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市にそれぞれ1施設、及び、非公表の施設1施設

自宅療養者等への支援の強化①

令和3年12月28日付け厚生労働省事務連絡に基づき、B.1.1.529系統（オミクロン株）による感染拡大に備え、医師会、薬剤師会、看護協会との連携により体制整備の点検・強化を実施

1. 自宅療養者等が安心して療養できる体制構築の確認

(1) 自宅療養者等への健康観察・診療の対応について体制の確認

- ・すべての感染者に対し、陽性判明当日ないし翌日に確実に連絡をとり、保健所または医療機関から継続的に健康観察や診察を受けられる体制を構築
- ・医療機関における患者の状態把握についても協力を依頼

(2) パルスオキシメーターの迅速な配布

- ・療養開始当日ないし翌日に配布する体制を構築（14,450個準備）するとともに、感染状況に応じて追加調達を実施
- ・医師会等の協力を得て、各医療機関に配備する取組を促進

(3) 自宅療養者等への医療提供体制についてのマニュアル策定

- ・自宅療養者への医療提供体制の基本指針となるマニュアルを策定し、関係機関の連携体制を強化

自宅療養者等への支援の強化②

2. 健康観察・診療を実施する医療機関等の拡大・公表

(1) 健康観察・診療を実施する医療機関等の拡大

- ・医療機関、薬局、訪問看護事業所をリスト化
- ・医療機関、薬局、訪問看護事業所を対象とした協力金制度を創設

(2) 自宅療養者等への情報提供

- ・各医療機関、薬局、訪問看護事業所の同意を得たうえで、対応内容についてホームページで公表

3. 中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬の投与体制（※各治療薬の詳細は別表）

(1) 中和抗体薬の投与体制

【カシリビマブ及びイムデビマブ（販売名：ロナプリーブ）】

- ・オミクロン株において、中和活性が低下することが報告されている
- ・入院患者については、受入医療機関において投与体制を構築
- ・自宅療養者への外来投与は、46の医療機関で実施

【ソトロビマブ（販売名：ゼビュディ）】

- ・入院患者については、受入医療機関において投与体制を構築
- ・自宅療養者への外来投与は、ロナプリーブと同様の体制で実施予定

(2) 経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル（販売名：ラゲブリオ）」の投与体制

- ・外来診療を行う医療機関の院外処方のため、県内52の薬局で在庫配置
- ・医療機関からの処方に対して当日ないしは翌日に患者に届ける体制を構築
- ・入院医療機関等における院内処方の体制を構築

(参考) 中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬について

	ロナプリーブ	ゼビュディ	ラゲブリオ
オミクロン株への有効性	×	○	○
投与方法	点滴静注又は皮下注射	点滴静注又は皮下注射	経口服薬
投与対象者 (重症度別)	免疫抑制状態にある濃厚接触者・無症状者 発症後7日以内 の軽症者、中等症Ⅰの患者	発症後7日以内 の軽症者、中等症Ⅰの患者	発症後5日以内 の軽症者、中等症Ⅰの患者、中等症Ⅱの患者の一部
(重症化リスク要因) ※主なもの	50歳以上、BMI25以上、高血圧を含む心血管疾患、喘息を含む肺疾患、糖尿病、妊娠後期など	55歳以上、BMI25以上、高血圧、中等症から重症の喘息、糖尿病、妊娠後期など	【妊婦または妊娠している可能性のある女性への投与は禁忌】 61歳以上、BMI30以上、
投与体制	入院患者への投与 一部の医療機関による外来投与・往診投与	入院患者への投与 一部の医療機関による外来投与・往診投与	治療に関与するすべての医療機関で処方可能
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間程度の経過観察 ・24時間以内の病態悪化に対応する体制（オンコール体制）が必要 ・入院受入可能な医療機関との連携が必要 ・特例承認のため、患者の同意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間程度の経過観察 ・24時間以内の病態悪化に対応する体制（オンコール体制）が必要 ・入院受入可能な医療機関との連携が必要 ・特例承認のため、患者の同意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・特例承認のため、患者の同意が必要

保健所体制の確保

○感染状況に応じた保健所体制の確保

- ・ 第5波への対応をふまえ、感染状況に応じた保健所体制を確保
- ・ 第5波を超える感染拡大時にも迅速に応援体制を整備するため、350名の応援職員を事前にリスト化（第5波の派遣実績は延170名程度）
- ・ 応援職員に対しては事前に業務マニュアルを配布するとともに、WEB研修を実施
- ・ 責任と権限を行使できる臨時的ではない本務職員を追加配置
- ・ 健康観察については必要に応じて地域の医療機関と連携
- ・ M y H E R – S Y S等の活用による健康観察業務の効率化により、保健所の負担を軽減



○直近の対応

- ⇒感染の拡大を待たず、**350名の応援職員リスト**を活用
1月11日より順次、各保健所へ応援職員の派遣を実施

○急激な感染拡大に備えた、保健所体制の再検討

- ・ 第6波について、新規感染者数がこれまでにない規模とスピードで拡大することを想定
これまでに経験のない感染拡大に備え、保健所業務の再構築等を検討

急激な感染拡大に備えた検査体制の強化①

1. 急激な感染拡大に備えた行政検査の実施

(1) 無症状の濃厚接触者に対する民間検査機関の活用

- ・保健所業務の負担軽減を図るため、急を要しない無症状の濃厚接触者の検査等について、**民間検査会社を積極的に活用（郵送検査・訪問検査）**

(2) 感染拡大地域における濃厚接触者等の特定

- ・新型コロナウイルス陽性者が確認された事業所等に対し、保健所から事業所等に依頼したうえで、**事業所等が濃厚接触候補者リストを作成し、そのリストに基づき、保健所が濃厚接触者を特定**

(3) 感染拡大地域における陽性者の家族等への検査

- ・これまで、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域において実施が可能とされていた**医師の判断による陽性者の同居家族等への検査**について、**自治体の判断で実施が可能**となったことを受け、県内全域の診療・検査医療機関に対し**制度の活用を依頼**

急激な感染拡大に備えた検査体制の強化②

2. 社会的検査の再開

- ・感染者の早期発見、感染拡大の未然防止のため、重症化・クラスターのリスクが高い高齢者施設等への社会的検査（PCR検査）を実施
- ・令和3年5月から実施してきたが、感染状況やワクチン接種状況等をふまえ、11月末で休止
- ・オミクロン株の感染急拡大に備えるため、高齢者施設・障害福祉施設（入所系・通所系）を対象とした社会的検査を1月下旬に再開

事業概要（予定）

- 対象施設 : 入所系・通所系の高齢者施設及び障害福祉施設
- 対象者 : 従事者（※継続的な出入り事業者を含む）
- 対象地域 : 県内全域
- 実施期間 : 令和4年3月末（感染状況等をふまえて、継続実施を判断）
- 検査頻度 : 2週間に1回程度
- 検査方法 : 唾液を用いたPCR検査
- 実施方法 : 民間検査会社へ委託

(参考) 感染不安を感じる無症状者への無料検査の実施

- ◆オミクロン株の感染拡大に備えるため、感染不安を感じる無症状者への無料検査の実施
- ◆**郵送による対面不要の無料検査を実施** (新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた無料PCR検査事業)
- ◆**医療機関や薬局で対面による無料検査を実施** (感染拡大傾向時の一般検査事業)

新型コロナウイルス感染症拡大防止 に向けた無料PCR検査事業 **<郵送>**

- (対象者)
県内に居住、就業・就学または帰省を予定されている
無症状の方
※事業所・施設単位(10名以上)での申込も可能
- (検査方法)
郵送によるPCR検査(自宅等で検体採取)
- (申込方法)
①インターネット、郵送、FAX(自宅等に検査キット送付)
②商業施設等設置のブース、一部の市役所等窓口で検査キット受け取り
- (申込期間)
令和3年10月11日～令和4年2月10日

実施状況
(1/13時点)
申込数：44,115件
検査数：23,141件、陽性数：6件

PCR等検査無料化事業 (感染拡大傾向時の一般検査事業) **<対面>**

- (対象者)
無症状の県民
- (検査方法)
原則対面による検査(PCR検査等、抗原定性検査)
- (申込方法)
登録された県内各地の医療機関、薬局で申込
※1月11日時点：70か所登録済み
- (実施期間)
令和3年12月29日～令和4年1月31日

実施状況
(1/9時点)
検査実績件数：447件
陽性判明件数：3件

- ### ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業も実施中
- (対象者)
・健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者
・12歳未満の子ども
- (実施期間) 令和3年12月28日～令和4年3月31日